

1 地域と学校の連携・協働推進に向けた国の動向

- コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置している学校のこと。保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みとして、平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、「地教行法」)の改正で制度化され、平成29年の改正により、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務化された。
- 地域学校協働活動とは、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。平成29年改正の社会教育法第5条第2項に規定。
- 文部科学省は、平成29年改正の地教行法附則により、施行5年を目途に学校運営協議会の在り方について検討し、とりまとめを公表。

〈コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ(概要) より〉

【これからのコミュニティ・スクールの在り方】

関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、教育長のリーダーシップの下、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速し、国はその取組を支援。地域との連携・協働により、対話と信頼に基づく学校運営を実現。

【取組の方向性】 (1)コミュニティ・スクールの導入促進 (2)コミュニティ・スクールの質的向上 (3)コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

【コミュニティ・スクールの推進のための国の方策】

○教育委員会の主体的・計画的な取組、活動への支援 ○教育委員会の伴走支援体制構築の支援 ○コミュニティ・スクールに関わる関係者の理解促進

2 鳥取県におけるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けた取組・現状・課題

<鳥取県教育委員会の取組状況>

「鳥取県教育振興基本計画(第3期計画)」(計画期間:平成31年度～令和5年度)において、県内すべての公立学校へのコミュニティ・スクール導入と地域学校協働本部の整備を目標とし、取組を進めている。

(1)県立学校について

①制度の導入・運用

学校設置者として必要な規定の整備と予算の確保を行い、コミュニティ・スクールを導入し、地域学校協働活動を実施。

②人材育成

教職員、学校運営協議会委員等を対象に、学校運営協議会の導入と運営等に関する研修会を実施。

③伴走支援

校長会や各学校巡回による教職員、学校運営協議会委員への制度説明、学校からの相談に応じた助言、支援を実施。

(2)市町村への支援

市町村でのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進に向け、財政支援、人材育成(研修等)、情報発信(パンフレット等)、伴走支援に取り組んでいる。

<県内の現状>

令和4年5月1日現在、全校種合計で8割以上の学校に学校運営協議会が設置され、6割以上の学校に地域学校協働本部が整備されている。(全国:R3年度協議会3割、本部5.5割)

【県立学校(高等学校・特別支援学校)】

- ・令和4年4月までに、すべての県立学校に学校運営協議会を設置。地域学校協働本部は、全特別支援学校に、高等学校では4校(24校中)に設置。
- ・既存の学校評議員制度を学校運営協議会へ移行したケースが多い。
- ・従来からの繋がりを生かし、保護者、地域住民のみならず近隣の学校、企業、行政など様々な機関と連携・協働した活動が行われている。

【市町村立学校の状況】

- ・令和4年6月には全市町村で1校以上が学校運営協議会制度を導入。全市町村立学校の約8割がコミュニティ・スクールとなり、地域学校協働本部は7割弱で設置。
- ・地理的条件、従来の制度の取組状況など地域の特性を背景に学校運営協議会や地域学校協働活動の状況は様々。学校運営協議会の仕組みを活用して、地域学校協働活動が行われ、学校や地域の課題に取り組んでいる例も見られる。
- ・全市町村が、地域の方の活動により学校内外での子ども達の安全・安心な居場所づくり、体験活動の機会等の提供など何らかの地域学校協働活動に取り組んでいる。

<コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けた課題>

- ①制度・活動への理解促進:コミュニティ・スクールと地域学校協働活動、地域学校協働本部の制度や関係性について関係者の理解が不足している懸念がある。それにより担当教職員やかかわる方の悩み、運営上の困難を生んでいる。
- ②人材確保:学校運営協議会の委員、地域学校協働活動のコーディネーター役、地域学校協働活動の担い手のいずれについても人材確保が難しい現状がある。持続可能な取組としていくための人材育成・確保は大きな課題である。
- ③円滑な導入・運営:地域ごとに校区の面積や人口、歴史や地理的な条件等が異なっており、設置単位(各学校単位、複数の学校単位など)や学校運営委員会の委員構成、会議の持ち方、活動方法など、制度を踏まえつつ、それぞれの地域性を大事にした支援をいかに行うか。

3 地域の特性を生かした持続可能なコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に向けて

持続可能なコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に向けた考え方の整理

(1) 地域の特性を生かした活動に向け大切にしたい考え方

- ・学校のある地域の特性は多様性・個性があるので、自分たちの地域の特性はどういったものであるかの認識共有が必要であること。
- ・地域の人材、伝統行事・文化、自然・風景、産業等、地域の特性を生かし、子どもたちを育みながら人格形成に寄与していくこと。
- ・これまでの地域と学校のつながりや地域での活動や拠点(伝統的な行事や公民館など)を生かすこと。

(2) 持続可能な活動に向け大切にしたい考え方

- ・地域学校協働活動を活性化し持続可能なものとしていくためには、特定のメンバーのみに頼ることなく、より多くの地域住民の参画を得ること。
- ・かかわる人々が、目的を共有し、「やってよかった」と地域も学校も思える活動を構想し実施すること。
- ・活動を通じて子どもたち自身も地域や学校のために貢献でき、自己有用感を感じられるような取組になるように、それぞれの持つ知恵や力を結集していくこと。
- ・地域学校協働活動の担い手に世代交代や人事異動があっても活動が持続可能になる体制をつくること。

(3) 鳥取県における地域学校協働活動の在り方～地域学校協働本部を改めて整理～

- ・分かりにくいという声が聞かれる「地域学校協働本部」については次のとおり整理し、提案する。

地域学校協働本部とは、地域学校協働活動を実際に行う社会教育施設・団体、文化・スポーツ関係団体、企業やNPO等、地域の様々な団体や個人等によるネットワーク(つながり)であり、次の3点を概ね満たすものをいう。

- ① 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)で協議された目指す子ども像や目標やビジョンを共有している。
- ② 活動に応じ、活動する人が集まる場や話し合いの機会を持ち、円滑に活動できるように調整(コーディネート)しながら進めている。
- ③ 様々な内容の活動を学校内外で継続的に行っている。

上記を満たすならば、必ずしも会議体や事務所を設けないといけないものではなく、その場合も地域学校協働本部の機能はあると理解され、これまでの経緯やそれぞれの地域の特色を踏まえ、独自の名称も使用することが可能。

具体的な推進方策～鳥取県教育委員会による取組・支援～

当面、以下に掲げる事柄を継続して行うことが必要と考えられる。併せて、今後の県内のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の状況や国の施策、社会情勢の変化に応じて検討し、タイムリーな施策を実施していくことも望まれる。

① 県立学校の取組	② 市町村教育委員会への支援	③ 学校・教職員への支援	④ 地域への支援
ア コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の円滑な運用 イ 担当者の実務に役立つ研修や情報提供の定期的な実施 ウ 情報発信への支援	ア コミュニティ・スクールと地域学校協働活動に必要な財政的援助の継続 イ 担当者の実務に役立つ研修や情報提供の定期的な実施 ウ 困りごとなどを気兼ねなく相談できる県教育委員会の体制 エ 関係課(首長部局・学校教育課・社会教育課)の連携促進を図るための支援	ア 研修機会の創出と内容の充実 イ ノウハウや情報提供の実施(特に実施するメリットや校内での情報共有の方法) ウ 学校を所管する教育委員会による伴走支援の継続を支援	ア 今までの活動を基盤とした地域学校協働活動への移行と活動充実の促進 イ 中核を担う人材養成 ウ 情報発信 特に活動のメリットや面白さが感じられるものや成功体験の発信